

せいじょうこうこうていじせい がっこうせいかつ
成城高校定時制 学校生活のルール

とうげこう
1. 登下校

とうこう
(1) 登校

ていじせい せいと ひがしもん こうない はい
定時制の生徒は東門から校内に入ること。

ゼロ限目授業のない曜日の開門時刻は、17時30分とする。

ゼロ限目授業のある曜日の開門時刻は、17時15分とする。

こべつ しどうとう ひつよう ばあい じぜん きょういん やくそく じこく とうこう
個別の指導等により必要のある場合は、事前に教員と約束した時刻に登校すること。

げこう
(2) 下校

つうじょうじゅぎょう び かんぜんげこうじこく じ ぶん
通常授業日の完全下校時刻は、22時15分とする。

たんしゅくじゅぎょう び かんぜんげこうじこく じ ぶん
短縮授業日の完全下校時刻は、21時45分とする。

ぶかつどう かつどうじかん かんぜんげこうじこく ぶんまえ
部活動の活動時間は、完全下校時刻の15分前までとする。

つうがく
2. 通学

じてんしゃつうがく
(1) 自転車通学

こうない はい まえ じてんしゃ お こうない じてんしゃ お いどう
校内に入る前に自転車を降り、校内では自転車を押して移動すること。

じてんしゃ しょてい ちゅうりんじょう ちゅうりん かくじ せじょう
自転車は所定の駐輪場に駐輪し、各自で施錠すること。

じてんしゃ え ちゅうりんじょう お きたく ばあい がっこう きよか え
自転車をやむを得ず駐輪場に置いて帰宅する場合は、学校の許可を得ること。

ほうれい したが けいおんき せいび
法令に従い、ブレーキ、ライト、警音器(ベル)を整備すること。

た こうつうあんぜん ほうりつ きそく じゆんしゅ
その他、交通安全にかかわる法律や規則を遵守すること。

※危険運転の例…信号無視、二人乗り、傘さし運転、2台以上の並走、

しゃどう みぎがわそうこう そうさ つうわ うんてん
車道の右側走行、スマートフォンの操作や通話をしながらの運転、

イヤホン等の使用により周囲の音や声が聞こえない状態での運転

たんしゃつうがく
(2) 単車通学

い か げんつき がっこう きよか え ばあい つうがく りよう
50cc以下の原付バイクのみ、学校の許可を得た場合に通学に利用することができる。

た じどうしゃ つうがく ひと
その他のバイクや自動車での通学は認めない。

たんしゃつうがく きよか ねがい せいやくしょ ひつよう ていしゅつしよるい そ せいかつしどうぶ ていしゅつ
「単車通学許可願および誓約書」に必要な提出書類を添えて、生活指導部に提出すること。

せいやくじこう
<誓約事項>

- こしょう かいぞう しゃりよう せいびふりようしゃ もち
・故障、改造のある車両や、整備不良車を用いないこと。
- きょうせいほけん にんいほけん かにゅう
・強制保険と任意保険に加入すること。
- きよか たんどうきょういん し じ み ばしよ は
・許可シールを、担当教員に指示された見えやすい場所に貼ること。
- きよか たんしゃいがい つうがく
・許可された単車以外で通学しないこと。
- しんせいないよう へんこう ばあい たんにん ほうこく きよか こうしんてつづ
・申請内容に変更が生じた場合は、ただちに担任に報告し、許可の更新手続きをとること。
- こうない ぎ おし ていどう
・校内ではエンジンを切り、押して移動すること。
- してい ばしよ ちゅうしや あと げこうじ きよか ふ いどう
・指定場所に駐車した後は、下校時まで許可なく触れず、移動させないこと。
- たんにん か たんにん の
・他人に貸したり、他人を乗せたりしないこと。
- こうつうあんぜん かん ほうれい まも あんぜんうんてん つと
・交通安全に関する法令を守り、安全運転に努めること。

3. 遅刻・欠課・早退

1限目は15分を越えて生徒が不在の場合を欠課とする。

2限目～4限目およびゼロ限目は5分を越えて生徒が不在の場合を欠課とする。

登校後は、すべての授業が終わるまで校外へ出ることはいけません。

欠席・遅刻をする場合は、授業開始時刻までに職員室に電話連絡をすること。

早退する場合は、担任の許可を得ること。また、帰宅後すぐに学校に帰着連絡をすること。

4. 保健室

保健室での休養は原則として1授業時間までとする。飲み薬は与えない。

保健室で休養している時間は、遅刻・欠課の基準となる「不在」の時間に含める。

体調が回復しない場合は、教員が保護者に連絡をした後、早退するものとする。

5. 所持品

自分の更衣ロッカーおよび下足ロッカーの中以外に私物を置いておくことはできない。

ロッカーは盗難防止のため、必ず施錠すること。

教科書、ノート、ファイル、スリッパ、体育館シューズ等の所持品には必ず名前を書くこと。

多額の現金や貴重品は学校に持参しないこと。やむを得ず持参したときは、カバンやロッカーに入れることなく、常に身につけておくこと。

生徒間で金品の貸し借りを行わないこと。

校内で金品を拾った場合は職員室に届け出て所定の手続きをすること。届けられた落とし物は職員室にて一定期間保管する。

6. 教室・施設

授業等で使用しない教室や階、施設に立ち入らないこと。

体育館・剣道場・柔道場・視聴覚室・ソフトウェア教室・CAD室・物理教室・化学教室・図書室等の教室・施設には飲食物を持ち込まないこと。

7. 特別指導

飲酒、喫煙、暴力行為、恐喝、窃盗・万引き、いじめ、不正行為(カンニング)、故意の器物破損、

授業妨害、暴言、指導拒否、その他の迷惑行為は特別指導の対象とする。

校長訓告および謹慎指導の申し渡しは保護者同伴のもと、校長が行う。

※20歳以上の生徒であっても、以下の場所での飲酒・喫煙は特別指導の対象とする。

【校内、学校周辺の路上、深江橋駅および放出駅から学校までの路上および喫煙所】